

---

## 文化会館使用料に関する審議結果（答申）

令和7年12月

益城町使用料等審議会

---

## — 目 次 —

<b>1. 審議の対象とする使用料等</b> .....	<b>1</b>
① 本答申における「使用料・手数料」の定義.....	1
② 本答申において審議の対象とする施設の使用料等.....	1
<b>2. 本審議会における検討の方針</b> .....	<b>2</b>
使用料・手数料等の適正化に関する基本方針 .....	2
<b>3. 答申</b> .....	<b>3</b>
<b>4. 審議を通しての審議会の所見</b> .....	<b>5</b>

(要約)

## 1. 審議の対象とする使用料等

### ① 本答申における「使用料・手数料」の定義

本答申において、使用料とは、「地方自治法第225条第1項に規定する行政財産の使用又は公の施設の利用の対価として徴収することができる料金」と定義する。手数料とは、「地方自治法第227条第1項に規定する特定の者のために行う役務（サービス）の対価として徴収する料金」と定義する。

○地方自治法

（使用料）

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

### ② 本答申において審議の対象とする施設の使用料等

本答申においては、使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の対象となる使用料等のうち、以下の案件を対象としている（その他の使用料等については、別途審議会を開催し審議を行う）。

	担当課	料金種別
1	生涯学習課	文化会館使用料

## 2. 本審議会における検討の方針

本審議会では使用料・手数料等の適正化に関する基本方針を軸に慎重に審議を行った。

### 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針

平成30年度から行なった前回の見直しでは、「受益者負担の適正化」を図ることを目的とした。熊本地震や新型コロナウイルス感染症の影響により縮小していた社会活動が正常化に向かう現在、町民のスポーツ・文化活動の再活性化を促し、生きがいづくりやコミュニティ形成を後押しする観点が重要である。

一方で、近年の物価高騰は施設の維持管理コストを増大させており、持続可能な施設運営という行政経営の視点も不可欠である。

また、第6次益城町総合計画では、町の魅力を発信することにより、交流人口の拡大を図り、さらには関係人口の増加へ繋げることが重要な取り組みと位置付けられており、町外の団体・個人が利用する施設においては、町外からの来訪を促し町の活性化につなげるという戦略的な視点からの検討も必要である。

これらのこと踏まえ、「受益者負担の適正化」の観点と「行政経営」の観点から使用料・手数料の算定を行うこととする。

#### 【受益者負担について】

施設の運営費については、使用料だけでなく町税等により賄われており、使用料の算定にあたっては、行政サービスを利用する方としない方の均衡を考慮し、負担の公平性を図る必要がある。

一方で、町が設置した公共施設については、町民が使用することにより、町民の健康増進や福祉の向上といった設置目的が達成される。また、町外から使用者を呼び込むことで、交流人口が拡大し、賑わいが創出するなどの効果が期待できる。

のことから、受益者負担については、負担の公平性を確保しつつ、行政経営的視点を加味して設定するものとする。

#### 【算定方法の基本方針】

使用料・手数料を算定するにあたっては、次の4つの方針に基づき算定することとする。

- (1) 統一的な方法による原価の算定
- (2) 行政負担と受益者負担の負担割合の明確化
- (3) 減免制度の適正化
- (4) 住民負担の急激な上昇を防ぐための措置の適用

### 3. 答申

本審議会における審議を踏まえ、対象とした施設の使用料については、次のとおり答申する。なお、答申に当たって附帯意見を併せて記す。

## [文化会館使用料]

**改定案については適当と判断する。**

### ○使用料改定案

各室等使用料

区分			使用料						
			午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	冷暖房使用料
9時～12時			13時～17時	18時～22時	9時～	13時～	9時～		
ホール	使用者が 入場料を 徴収しない 場合	平日	7,700円	10,300円	12,400円	18,000円	22,700円	30,400円	(1時間当たり) 冷房 4,400円
		土曜日、日曜 日及び休日	9,400円	12,600円	15,100円	22,000円	27,700円	37,100円	
		平日	17,000円	22,600円	28,000円	39,600円	50,600円	67,600円	
	使用者が 入場料を 徴収する 場合	土曜日、日曜 日及び休日	20,700円	27,600円	34,000円	48,300円	61,600円	82,300円	暖房 3,400円
		ステージ	2,700円	3,600円	4,300円	6,300円	7,900円	10,600円	
		時間区分	1,700円	2,300円	2,700円	4,000円	5,000円	6,700円	
その他	第1練習室	1時間当たり	600円	600円	700円				

		時間区分	1,200円	1,700円	2,400円	2,900円	4,100円	5,300円	
第2練習室	1時間当たり		450円	450円	650円				(1時間当たり)
	時間区分	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,200円	3,000円		冷房
	改定案	300円	400円	400円	700円	800円	1,100円		700円
第3練習室	1時間当たり		300円	300円	350円				暖房
	改定案	100円	100円	100円					500円
リハーサル室(1)	時間区分	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,200円	3,000円		
リハーサル室(1)	1時間当たり		300円	300円	350円				
リハーサル室(2)	時間区分	800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,200円	3,000円		
リハーサル室(2)	1時間当たり		300円	300円	350円				
控室(1)		800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,200円	3,000円		
控室(2)		800円	1,000円	1,200円	1,800円	2,200円	3,000円		
附属設備等		町長が定める額							

※赤枠内の第3練習室のみの改定。その他の使用料は据え置く。

## [附帯意見]

### 1) 施設の魅力向上と広報の強化による利用促進

施設の稼働率向上には、料金の見直しだけでなく、施設の魅力を高める工夫が必要である。ドラムセットやアンプ等の機材を常設しバンド練習等に利用しやすくするなど、他市町村の施設との差別化を図るとともにパンフレットのデザインを刷新するなど、施設の魅力が利用者に伝わるような広報の強化に努めること。

### 2) 駐車場整備の状況を踏まえた、データによる改正の効果検証

今回の第3練習室の料金改定は、利用促進に向けた試行的な取り組みであることから、その効果を客観的に評価する必要がある。利用者の属性（性別、年齢等）や稼働率の推移といったデータを継続的に収集し、値下げの目的である利用促進の達成度と、それに伴う収入変動について、継続的な効果検証が求められる。また、駐車場整備の進捗に合わせて、施設全体の利用状況の変化も踏まえながら分析を行い、今後のさらなる利用促進策の検討に繋げること。

## 4. 審議を通しての審議会の所見

使用料等に係る審議を通して、以下の点について本審議会として所見を述べる。

- ・ 今回の審議は、文化会館全体の稼働率が駐車場整備未完了等の影響で本来の状況にないことから、特に稼働率の低い第3練習室に限定した料金改定の審議となつた。料金値下げと稼働率向上の因果関係は明確ではないが、利用促進に向けた試行的な取り組みとして改定案を承認したものである。町執行部においては、今回の改定の効果を検証するとともに、活用法の改善と合わせた稼働率向上の取組みを継続していただきたい。
- ・ 公の施設の位置づけや役割は、時代の要請とともに変化するものである。駐車場整備完了後、文化会館全体の料金を見直す際には、今回指摘のあった備品使用料や空調使用料の考え方を含め、使用料算定の基本方針そのものが将来を見据えたものとなっているか、受益者負担の適正について改めて検証し、全体的な適正化を図っていただきたい。

以上の点について取り組むことは、受益者負担の適正化を推進するだけに留まらず、施設の効率的な運営と歳入確保による町の財政健全化を図るうえで必要であると考える。今後も町執行部においては、こうした視点に立ち、質の高い行政サービスを提供されることを期待するものである。